

I . 審査会によるモニタリング

I. 審査会によるモニタリング

1. 審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

このような審査会の取組に当たっては、各期（3 年間）に策定する「監査事務所等モニタリング基本方針」及び同基本方針を踏まえて毎事務年度に策定する「監査事務所等モニタリング基本計画」により、モニタリングにおける目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を明らかにしている。

なお、審査会のモニタリングに関する制度については、「2. 制度の概要及び実施状況」（18 ページ）でより詳しく説明する。

（1）監査事務所等モニタリング基本方針

審査会第 8 期（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）の「監査事務所等モニタリング基本方針」は令和 7 年 5 月に策定・公表したが、会計不正事案の発生、上場会社を監査する担い手の裾野の拡大や監査の IT 化（AI の導入等）の進展など、監査及び監査事務所をめぐる環境が変化する中、監査事務所の状況やリスク等に応じ、より的確にモニタリングを実施していくため、令和 8 年 6 月に「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」を公表し、本基本方針を改正した。本基本方針の全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下では、新しいモニタリングの進め方の主なポイントを示す。

〔主なポイント〕

監査を巡る環境が変化する中で、オフサイトにより監査法人の業務運営の状況やリスクを適時・的確に把握し、それに基づき効果的・効率的にオンサイト（検査）を実施するなど、オン・オフのモニタリングをより有機的に連動させながら適切な対応を図っていく。

また、令和 5 年施行の改正公認会計士法により、審査会は虚偽証明の検証も行えることとされたことを踏まえ、虚偽証明等の疑義がある監査法人等に対しては、虚偽証明の検証も行う。

監査法人等の規模別の標準的な検査頻度等についても見直すこととしており、大手監査法人については、従来のフルスコープ検査、フォローアップ検査に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオンサイトとオフサイト双方のモニタリング手法を活用し、多面的な観点から「通年モニタリング」を実施していく。

準大手監査法人については、2 年に 1 度の頻度で検査を実施し、検査の結果、継続的に業務運営が良好な法人については、リスクや品質管理の状況を踏まえ、検査頻度を見直すことも検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、前述

の大手監査法人に準じた検査の取扱いとすることも検討する。

中小規模監査事務所については、オフサイトでの情報収集・分析を踏まえてリスクベースで検査先を選定するとともに、検査リソースの配分の最適化を図り、検査件数も増加させる。

加えて、業務運営が良好でないと認められる事務所については、オフサイトでの改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

（２）令和８事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

先述の「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」を踏まえて令和８事務年度（令和８年７月～令和９年６月）の「監査事務所等モニタリング基本計画」（令和８年７月１７日公表）を策定している。全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下ではモニタリングの重点事項等を中心に示す。

〔モニタリング基本計画〕

① 検査の実施

リスクベースで検査を実施するほか、虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も行う。また、監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・適切に把握し、それに基づき効果的かつ効率的に検査を実施するため、よりの確に検査リソースを配分する。

- ・ 大手監査法人については、フルスコープ検査、フォローアップ検査（フルスコープ検査での指摘事項の改善状況の検証を中心とする等）に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、通年モニタリングを実施する。
- ・ 準大手監査法人については、原則、２年に一度の頻度でフルスコープ検査を実施する。ただし、品質管理の状況が向上し、継続的に業務運営が良好な法人については、リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直しを検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、大手に準じた検査の取扱いとすることも検討する。
- ・ 中小規模監査事務所については、協会が実施する品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、リスクベースで検査先を選定しフルスコープ検査を実施する。
- ・ 監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）を早急に確認する必要がある場合、虚偽証明の疑義がある場合には、機動的に検査を実施する。

② 検査後の改善フォローアップ

- ・ 準大手監査法人に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知と同時に実施する報告徴収を通じて改善状況のフォローアップを実施する。

- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況をヒアリングにより把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 監査事務所の規模に関わらず、検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果通知と同時に実施する報告徴収等を通じて改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

③ 情報収集・分析等

- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜収集し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、ヒアリングを併せて実施する。
- ・ 協会の品質管理レビュー結果等や被監査会社の決算の訂正状況等を分析し、監査事務所のリスクを適時・的確に把握する。

④ 虚偽証明等の検証

審査会は、監査証明業務に対する公正性及び信頼性を確保するために、企業が作成した財務書類に虚偽の記載が認められた場合には、個別の監査について虚偽証明等が行われたかという観点からの検証を行う。なお、虚偽証明等の検証を実施する際には、金融庁、証券取引等監視委員会、協会、金融商品取引所等の関係機関と緊密に連携する。

⑤ 業務の運営の状況のモニタリングにおいて重視する事項

ア 業務管理態勢

- ・ 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に沿って業務を実施するための体制の整備及び運用状況
- ・ 監査の品質の確保・向上に向けた、監査事務所の経営層のコミットメント

イ 品質管理態勢

- ・ 品質管理態勢の実効性
- ・ 品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ・ 監査資源の確保、育成及び配分の状況
- ・ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ・ 審査の実効性 等

ウ 個別監査業務の重点項目

- ・ 不正リスクに係る監査の実施状況
- ・ 収益認識に係る監査の実施状況

- ・ 会計上の見積りに係る監査の実施状況
- ・ グループ監査の実施状況 等

⑥ 外国監査法人等に対する検査

外国監査法人等に対する検査先の選定に当たっては、令和 6 事務年度に実施した報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」¹に基づき適切に対応する。

¹ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（最終改正：令和 6 年 6 月）。

■監査法人に対するモニタリングの進め方の見直しと検査・監督基本方針の関係■

金融庁は、検査・監督の考え方と進め方について、従来の枠組みを見直し、現在に至るまで基本的な指針として共有されている指針である「検査・監督基本方針」²を示している。

その内容として、従来の検査・監督では、

- ・ 重箱の隅をつつきがちで、重点課題に注力できないのではないか
- ・ 新しい課題に予め対処できないのではないか
- ・ 金融機関による多様で主体的な創意工夫を妨げてきたのではないか

という問題意識のもと、

- ・ 普段から金融機関についての理解を深め、重点課題に焦点を当てる「全体を見た、実質重視の最低基準検証」
- ・ 将来の健全性を分析し、前広に対応を議論する「動的な監督」
- ・ 横並びでない取組に向けた動機とヒントを提供する「見える化と探求型対話」

といった新しい検査・監督の考え方・進め方を示し、従来、「形式・過去・部分」への集中の傾向が見られた検査・監督を、「実質・未来・全体」の視点に重点を置いたものに転換することとされた。

また、「実質・未来・全体」の視点から検査・監督を行うための具体的な取組として、

- ・ 金融機関を巡る環境変化・金融機関の特性等の正確な実態把握を行う
- ・ 実態把握の内容に応じて検証の重点を判断する
- ・ 金融機関の特性や課題に応じてオンサイト（検査）とオフサイトを一体的に使い分けて継続的にモニタリングを行う
- ・ 個別金融機関のモニタリングと水平的なモニタリングを使い分けて行う

といった進め方の見直しが示された。

この「検査・監督基本方針」は対象を銀行等の特定の業態に限るものではなく、金融庁が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督に共通する基本的な考え方として示されていた。したがって、本来的には監査法人に対する検査・監督も含まれるものであった。

しかしながら、当時の監査法人を巡る状況を振り返ると、平成 27 年頃に大規模な不正会計事案が発生したことを受け、従来 2 年一度の頻度で実施していた大手監査法人に対する検査の頻度を上げ、検査の適時性・実効性の強化が図られていたタイミングであり、監査法人に対するモニタリングは、「検査・監督基本方針」とは異なる形で進んできた。

今般の審査会における監査法人に対するモニタリングの進め方の見直しは、会計不正事案の発生、資本市場における監査の担い手の裾野の拡大や監査におけるテクノロジー・AI の進展など監査を巡る環境が変化する中で、よりの確にモニタリングを行っていくためのものであるが、その基本的な考え方は「検査・監督基本方針」と整合するものである。

² 金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成 30 年 6 月公表）：

https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory_approaches_revised.pdf

■海外当局における監査法人に対するモニタリングアプローチに関する動向■

各法域の監査監督当局における監査法人に対するモニタリングアプローチは、監査市場の規模や制度的背景を踏まえ、検査リソースの状況や検査対象数、優先して検証する領域が異なるなど、一様ではない。一方、限られた検査リソースの下で監査品質を効果的に確保する観点から、米国、英国、カナダ等の主要法域におけるモニタリングアプローチには、例えば、以下のような共通した特徴がみられる。

- ・ データ分析やオフサイトモニタリングによる情報、過去の検査結果等を踏まえ、重要性が高い領域や高リスク領域に重点を置いたリスクベースの検査を行っている
- ・ テーマ別検査・レビューを通じて、重要なテーマについて複数の法人を対象に横断的な深掘り・分析を行っている
- ・ オンサイトとオフサイトを組み合わせたモニタリングにより、監査法人の業務運営や品質管理態勢の状況を、多面的かつ継続的に把握している

そうした中、近年、AI 活用の進展、サステナビリティ情報の開示・保証の制度化、監査法人の所有構造の多様化、上場会社監査の担い手における中小監査法人への裾野の広がりなど、監査を取り巻く環境は大きく変化している。こうした環境変化に対応するため、より効果的・効率的なモニタリングアプローチやリソース配分に向けた検討を行うことは、各監査監督当局において共通の課題となっている。

足元では、いくつかの法域において、品質管理態勢のモニタリングを強化する取組がみられている。英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）は、令和8年3月、監査法人が自ら品質管理システムを運用・高度化していく能力を高め、将来にわたり監査市場の環境変化に柔軟に対応できるように、監査法人の品質管理システムに係る検証を中核とする新たな監督アプローチを公表した³。当該アプローチは、監査法人の規模やリスク特性に応じたものであり、英国企業及び経済の成長を支えるとともに、市場の信頼性を強化する規制環境の構築に資するものとされている。令和8年4月より、まずは大手12監査法人を対象に適用され、その後段階的に導入される予定である。

米国においても、令和8年2月に就任した米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）委員長は、PCAOBの検査プログラムについて、新たな品質管理基準であるQC1000「A Firm's System of Quality Control（会計事務所における品質管理システム）」を基盤とし、AI等のテクノロジーを駆使した近代化に向けた見直しを進める旨を発言している。PCAOBは、QC1000について令和8年6月、他の品質管理基準との整合性を高めるとともに、監査品質を損なうことなく規制遵守コストの軽減を図ることを目的として、その一部に関して改訂案を公表した⁴。

なお、いずれの監査監督当局においても、品質管理システムの検査のみに重点を置くのではなく、個別監査業務の検査についても、品質管理システムの有効性を検証する観点から、引き続き重視されている。

審査会においても、監査を巡る環境変化や海外当局における動向を注視しながら、より効果的・効率的なモニタリングのあり方について検討を進め、実施していく。

³ FRC プレスリリース：<https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2026/03/frc-introduces-evolved-approach-to-audit-supervision/>

⁴ QC1000 については、令和6年9月に米国証券取引委員会（SEC：U.S. Securities and Exchange Commission）の承認を受けた際には、適用開始日は令和7年12月15日とされていたが、その後監査法人における準備期間を確保するため、令和8年12月15日に延期されていた。今回の改訂案には、設計のみ（design-only）要件（監査業務（engagement）に関する規制の適用対象でない法人についても、QC1000に準拠した品質管理システムの設計は求める要件）や、大規模監査法人に対して求められていた外部品質管理機能（external QC function：経営から独立した外部の第三者が品質管理システムを監督・評価する仕組み）の設置要件を撤回する提案等が盛り込まれている。改訂案公表時点で、適用開始日のさらなる延期は予定されていない。

PCAOB プレスリリース：<https://pcaobus.org/news-events/news-releases/news-release-detail/pcaob-issues-proposed-amendments-to-qc-1000-and-seeks-public-comment>

(3) モニタリングの強化

① 監査事務所との対話

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、大手監査法人、準大手監査法人のトップを含む経営層との対話を実施し、各監査法人における最新の品質管理システム等に関する情報収集を行っている。収集した情報については、業界動向の把握や検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、有効に活用している。なお、令和4事務年度からは、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所の経営層との対話を実施している。

② モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材の育成や情報収集・分析の強化など、モニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和7事務年度においても、引き続き国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進したほか、モニタリングに必要な専門知識等の習得を目的とした研修を実施した。

(4) 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局のほか、協会及び取引所、その他の関係機関との意見交換等を実施している。

① 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等、例えば、監査対象企業の開示等については、監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について、金融庁関係部局及び証券取引等監視委員会と情報共有や意見交換を行い、得られた情報をモニタリングに活用している。また、監査事務所の検査結果について、金融庁関係部局と情報共有を行っている。

② 協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの実効性を検証し、そこで把握した問題等を協会と共有するなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度以降、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会を開催し、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続して行っており、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう、更に議論を進めているところ

である。

令和 7 事務年度においては、協会と審査会の連携強化や、品質管理レビュー等の実施状況の確認、実施方法の高度化・改善等について議論を行った。また、審査会主催による品質管理レビューアー向け研修の実施、審査会幹部と協会役員との意見交換を通じたトップレベルでの問題意識の共有等を行っている。

今後も、審査会は協会との間で上記の取組を行っていくとともに、「モニタリングにおいて重視する事項」とした品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。また、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

③ その他の関係機関との連携

審査会は、効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、監査人と被監査会社とのコミュニケーションの状況や監査人の異動状況等について、取引所と意見交換を実施して問題意識を共有するほか、把握した情報をモニタリングに活用している。

また、審査会は、近時、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきていることから、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況について、日本監査役協会との意見交換を定期的に実施している。

（５）モニタリングに係る情報発信

審査会では、監査事務所に対するモニタリングの成果を広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要であるという観点から、本レポート、監査事務所検査結果事例集、モニタリング基本計画等（以下「各種モニタリング情報」という。）を作成・公表するなど積極的な情報発信に努めている。

① 監査事務所検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、審査会検査における主要な指摘事例や評価できる取組を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している（令和 8 事務年度版事例集は、令和 8 年 7 月 17 日に公表）。

② 各種モニタリング情報の発信

審査会では、各種モニタリング情報について、各界関係者への説明会の実施や関係雑誌への寄稿などにより、積極的な情報発信に努めている。その中でも、監査事務所検査結果事例集については、協会が実施する研修会等において、審査会会長及び検査官による説明等を行っている。なお、令和 7 事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び全国七つの協会地域会において講演を行ったほか、日本内部監査協会等の関係機関においても講演を行っている。

2. 制度の概要及び実施状況

(1) 審査会の法的位置付け

審査会は、法第 35 条第 1 項及び金融庁設置法第 6 条第 2 項に基づき、平成 16 年 4 月に金融庁に設置された合議制の行政機関であり、会長及び 9 人以内の委員⁵により構成される（任期 3 年）。委員は非常勤であるが、委員のうち 1 人を常勤とすることができる。

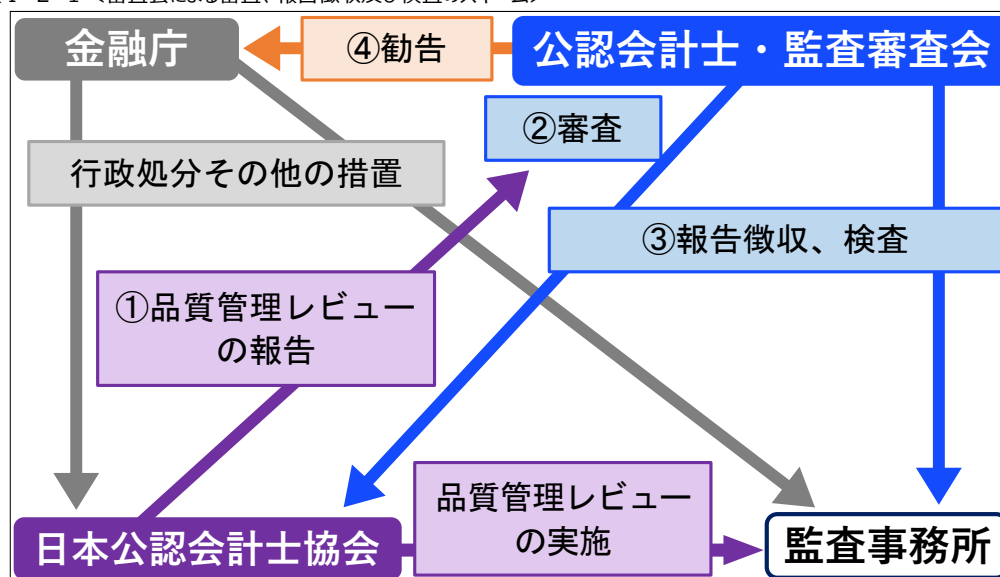
審査会は、協会の品質管理レビューに関する報告の受理・審査や、協会や監査事務所等に対する報告徴収及び検査を行う。検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を求める勧告を行う。

(2) 審査会による審査、報告徴収及び検査の概要

図表 I - 2 - 1 は、審査会による審査、報告徴収及び検査と、協会の品質管理レビュー、金融庁による行政処分等の関係を示している。

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け（①）、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し（②）、必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施している（③）。検査等の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する（④）。

図表 I - 2 - 1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



⁵ 公認会計士に関する事項について理解及び識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命される。

（３）協会による品質管理レビューの報告

協会は、法第 43 条第 1 項に基づき設立された、日本における公認会計士の職業団体である。協会は、会員たる公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務、公認会計士及び特定社員の登録に関する事務、並びに上場会社等監査人登録制度の運用（登録の可否及び登録の取消しに係る審査、上場会社等監査人名簿への登録等）を行っている。

品質管理レビューとは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、協会において運用されている制度である。具体的には、監査事務所が行う監査業務の運営の状況を協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認、適切な措置の決定を行うものである⁶。

品質管理レビューは、平成 11 年度に協会が自主規制として運用を開始したものであるが、平成 15 年の法改正により、協会が監査事務所の監査又は証明の業務の運営状況を調査すること及びその調査結果を審査会に報告することが義務化された。

協会は、審査会に対して、定期的な報告として月次報告書及び年次報告書を提出しているほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行っている。具体的な報告内容としては、以下のようなものがある。

- ・ 品質管理レビューの実施計画
- ・ 同レビューにおいて発見された不備の内容やそれに係る監査事務所の見解
- ・ 同レビュー結果に基づき協会が監査事務所に交付した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」
- ・ 同レビュー結果に基づく措置（注意、厳重注意及び監査業務の辞退勧告）の内容
- ・ 監査事務所が作成し協会に提出した「品質管理レビューに係る改善計画書」

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、その整備状況の評価に加え、その運用状況をサンプル調査の方法によって確かめている。具体的には、監査事務所の定めた品質管理システム（個別監査業務における品質管理の手続を含む、監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が品質管理の基準⁷に適合して適切かつ十分に整備されているか、その品質管理システムが有効に運用されているかという観点から確認を行っている。

また、国際的な品質管理基準の改訂を踏まえ、国内の品質管理基準、品質管理基準報告書等が改正された。これにより、協会は、監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクに対処するための対応といった監査事務所が行うリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用状況を確認することとなった。

⁶ 品質管理レビュー制度の詳細は、協会ウェブサイト及び品質管理委員会年次報告書が参考となる。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>

⁷ 公認会計士法等の諸法令、監査基準、監査における不正リスク対応基準、監査に関する品質管理基準及び協会の会則・規則等の中の監査の品質管理に係る規定を指す。

また、品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として実施する「通常レビュー」、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として実施する「特別レビュー」及び上場会社等監査人登録制度（令和4年5月の法改正により、法律上の登録制度として導入。令和5年4月施行）における上場会社等監査人名簿への登録申請者等に対して実施する「登録の審査のためのレビュー」がある。協会は、上場会社等監査人登録制度の法定化にともない、品質管理レビューにおいて、登録上場会社等監査人及び登録申請者に対する「適格性の確認」を行っている。

「適格性の確認」に当たっては、協会が公表している「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン⁸（以下「適格性の確認ガイドライン」という。）」において、着眼点及び判断基準が示されており、これに基づく監査事務所のセルフアセスメント調査や品質管理レビューでの継続的な指導が実施されている。

協会は、上場会社等監査人名簿への登録申請時において、適格性の確認ガイドラインに基づく品質管理システムの整備状況の確認に重点を置く品質管理レビューを実施してきたが、登録後においては、整備された品質管理システムが適切に運用されているかどうかについても確認する必要があるため、今後、適格性の確認ガイドラインを改正して、品質管理システムの運用状況の不備に係る着眼点及び判断基準を追加することとしている。また、昨今、会計不正事例が散見されていることや、不正リスクの識別及び評価並びに当該リスクへの対応に係る監査手続について、多くの監査事務所に対して改善勧告が実施されていることについても、今後の適格性の確認ガイドラインの改正を通じて、不正リスク対応等に関して不備とする事項についての重要度に係る判断目線を示すことにより、個別監査業務についても高い目線で品質管理レビューを実施していくこととしている。

品質管理レビューの結果、監査事務所の品質管理システムに極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告措置が講じられた場合等においては、登録の取消に係る審査の対象になる。

協会は、品質管理レビュー体制の強化策として、引き続き、研修等を通じたレビューアーの知識の研鑽やマインドセットの向上を図るとともに、AIの活用を含む業務の効率化やバックアップ体制の強化も図るとしている。バックアップ体制の強化については、ミドルオフィスの機能（品質管理レビュー調書の査閲、相談、審査など）の充実等のほか、品質管理レビューで発見した不備に対して監査事務所の同意が得られない場合のデュープロセスの明確化（不備の判断に客観性を持たせることを含む。）についても検討するとしている。

令和7年度においては、レビューアーの総人数は42人（令和7年10月1日時点）となっており、監査事務所56先に対して「通常レビュー」、監査事務所3先に対して「特別レビュー」及び監査事務所4先に対して「登録の審査のためのレビュー」をそれぞれ実施している。

⁸ 上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制が整備されているかについて、品質管理レビューで確認するに当たっての着眼点及び判断基準を示したもの。令和5年6月の制定以降、上場会社の監査を取り巻く環境の変化を踏まえ、適時に見直しを行っている。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250620cgj.html（令和7年6月19日最終改正）

(4) 審査

① 概要

審査会は、協会から、品質管理レビューの状況に係る報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。具体的には、品質管理レビューの実施内容や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果や監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査及び報告徴収の必要性等を検討しているほか、品質管理レビューの実効性等に関して、協会との意見交換等を実施している。なお、審査においては、金融庁関係部局を含む関係機関から得た情報も活用している。

② 実施状況及び審査結果

令和7事務年度においては、協会が令和7年度に実施した品質管理レビューのうち、5月末までに審査会へ報告された品質管理レビューの結果に基づき、品質管理レビューに対する審査を実施した。審査結果の概要は、以下のとおりである。

ア 令和7年度品質管理レビューの状況

令和7年度品質管理レビュー（通常レビュー）の実施状況及び結論の状況は、以下のとおりである。品質管理レビュー実施先 48 事務所の状況は、重要な不備事項のない実施結果 39 事務所、重要な不備事項のある実施結果 6 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 3 事務所であった。（図表 I-1-2）。

図表 I-2-2 <令和7年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	実施結果の状況			改善勧告事項の有無	
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	有	無
監査法人	45	38	5	2	44	1
共同事務所	2	1	1	0	2	0
個人事務所	1	0	0	1	1	0
合計	48	39	6	3	47	1

（注1）重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注2）極めて重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注3）重要な不備事項のない実施結果が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。

（出典）協会資料より審査会作成

令和7年度品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー）の実施先 8 事務所の状況は、重要な不備事項のない実施結果 6 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 2 事務所であった。

イ 令和 7 年度品質管理レビューに対する審査

協会からの令和 7 年度品質管理レビューの結果にかかる報告を踏まえて、対象となった監査事務所の品質管理システム及び選定された個別監査業務にかかるレビュー実施状況の審査（協会が監査事務所に対して指摘した重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の有無、各不備の項目・内容等の分析等）を行った結果、以下の状況が認識された。

- ・ 品質管理レビュー計画の立案時に、上場会社等監査人登録制度の導入に伴う適格性の確認の実施のために、往査日数の増加やレビューアーの増員を行ったほか、品質管理レビュー開始後も、状況の変化に応じて弾力的に品質管理レビュー計画を変更し、品質管理レビューを実施している。
- ・ 通常レビューにおいては、令和 6 年度と比較して、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理関係の 1 先当たりの平均指摘項目数及び平均指摘件数が増加しているほか、中小規模監査事務所の 1 監査業務当たりの平均指摘件数も増加している。
- ・ 通常レビューでの指摘項目として、品質管理関係では、情報セキュリティ、監査調書の整理及び管理・保存、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続の策定等に関する指摘が多い。また、個別監査業務では、会計上の見積りの監査並びに不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応に関する指摘が多い。

協会は「令和 7 年度品質管理レビュー方針」において、登録上場会社等監査人としての適格な監査品質が確保されているかを点検するため、品質管理システムの整備状況に加えて運用状況も確認するとしており、その結果として品質管理関係の指摘が増加したものと考えられる。

審査会としては、引き続き、品質管理レビューについて検証した上で、協会とその実効性向上及び改善に向けた議論を行っていく。

（５）報告徴収

① 概要

審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施することができる。審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢等の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、以下のとおり、報告徴収を実施している。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析している。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行っている。

さらに、報告徴収により得た情報については、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用している。

なお、大手監査法人に対しては、原則 2 年に一度の頻度で検査（通常検査）を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度実施した検査での指摘事項の改善状況を検証。詳細については「（ 6 ） 検査 ②実施状況 ア 最近の実施状況」（27 ページ）を参照のこと）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取組、業務管理態勢等の状況などについて、情報を収集し分析を行っている。また、中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の影響力が特に強いため、監査品質の現状や改善の取組に関する最高経営責任者の認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施している。

ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促しており、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善状況をフォローしている。

エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価が「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促している（総合評価については、「（ 7 ） 検査結果の通知」（29 ページ）を参照のこと）。

② 実施状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

令和 7 事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対して、業務管理態勢に関する事項、改訂品管基準等への対応などの品質管理態勢に関する事項に加えて、デジタル技術を活用した監査等に関する事項、サステナビリティ情報を含む非財務情報に係る保証業務への取組状況、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

に関する事項について報告徴収を実施した。

上記のほか、審査会検査、品質管理レビュー等の外部検査での指摘事項に係る改善状況についても、確認している。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

令和 7 事務年度においては、主に令和 6 年度の品質管理レビュー実施先からレビュー結果を考慮して選定した 44 の中小規模監査事務所（44 中小監査法人）に対して、品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取組、業務管理態勢、品質管理態勢、監査業務等に関する事項について報告徴収を実施した。

また、不備として指摘された事項が再指摘とされた監査事務所、上場会社との監査契約の新規受嘱数が多い監査事務所、被監査会社の監査リスク等で留意すべき点がある監査事務所等について、自主的な監査品質の確保・向上を促す観点から、必要に応じて個別に対面又はリモートでヒアリングを実施しており、検査官の同席下、深度あるヒアリングの実施に努めている。

ヒアリングにおいては、中小規模監査事務所が置かれている状況を踏まえ、監査業務の品質を合理的に確保する品質管理システムの定着を促すべく、審査会の問題意識を伝えるとともに、監査事務所における品質管理レビューの結果への対応状況を含む品質管理システムの整備状況、最高経営責任者の経営方針、ガバナンス態勢の整備・運用状況、人材の採用・育成方針、監査の基準等の改正への対応状況等について重点的に聴取を行った。

ヒアリングの結果は、今後の審査、検査等における重要な参考情報として活用することとした。

ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

令和 7 事務年度においては、審査会が過年度に検査結果を通知した中小規模監査事務所のうち、通知した問題点への対応状況の把握が必要とされた監査事務所はなく、検査結果通知から一定期間経過後の報告徴収は実施していない。ただし、令和 6 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価を「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない」とした監査事務所に対しては、検査結果通知後のフォローアップを予定している。

エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

令和 7 事務年度においては、令和 2 事務年度、令和 4 事務年度、及び令和 5 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価を「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」とした 4 事務所について、引き続き改善状況の報告を受けた。

(6) 検査

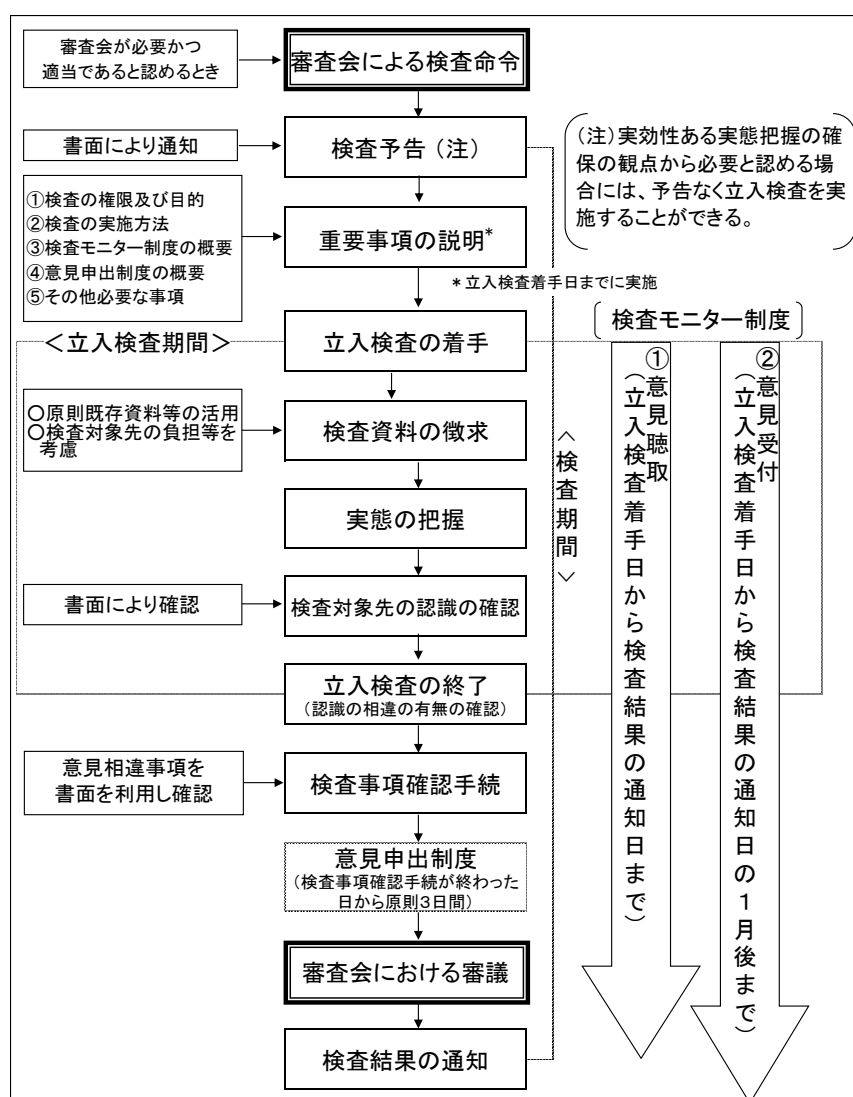
① 概要

審査会は、前述（４）及び（５）の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う（法第 49 条の 3 第 2 項）。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う（法第 46 条の 12 第 1 項）。

審査会検査の基本事項、検査実施手続等、検査結果等の取扱い等については、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（最終改正：令和6年6月）に定められている。

同基本指針に基づく、監査事務所に対する検査の標準的なフローは、以下のとおりである（図表 I - 2 - 3）。

図表 I-2-3 <検査の標準的なフロー>



標準的なフローのうち主な項目の説明は、以下のとおりである。

ア 審査会による検査命令

審査会が、検査の実施を検査官に命令する。

イ 重要事項の説明

検査官は、立入検査着手日までに、監査事務所の責任者に対して、検査の権限と目的、検査の実施方法、検査モニター制度や意見申出制度の概要、その他必要な事項の説明を行う。

ウ 立入検査⁹

原則として検査官が監査事務所に赴き、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査する。検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、モニタリング基本計画の重点項目や被監査会社のリスクの程度等を考慮して選定される。

検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて行い、法令、監査の基準や監査事務所が定める品質管理に関する方針と手続などを踏まえて、業務の運営の状況を検証する。

また、検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者から確認を得る。

なお、審査会は、令和2事務年度以降、対面でのヒアリングによる従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたPCによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議システムによるヒアリングを実施するなど、リモートでの検査手法を併用している。審査会においては、引き続き双方の検査手法を活用した検査を実施していくこととする。

エ 検査事項確認手続

立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達し、これに対する監査事務所の認識を聴取することにより、審査会と監査事務所との間で意見相違となっている事項の有無などを確認する。

オ 意見申出制度

意見相違事項がある場合、監査事務所は、検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算して3日（祝休日を除く。）の間に、審査会事務局宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。また、監査事務所から提出期間延長の要請があれば、審査会は、更に2日間を限度として提出期間を延長することを検討する。

意見の申出があった場合には、審査会事務局総務試験課長又は総務試験課長が指名する者（以下「総務試験課長等」という。）は、意見申出書の内容及び事実関係等を

⁹ 審査会が行う検査には、「通常検査」、検証項目を絞り、機動的かつ簡易に行う「機動的検査」、大手監査法人を対象とした「フォローアップ検査」がある。

確認の上、審理結果を作成し、審査会に付議する。

審査会で承認された審理結果は、総務試験課長等から監査事務所に伝達される。

カ 検査モニター制度

審査会検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てるため、監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受け付けている。

検査モニターは、「意見受付」又は「意見聴取」の方法により実施し、総務試験課長等は、必要に応じて検査官に指示するなどの措置をとる。

② 実施状況

ア 最近の実施状況

監査事務所の規模により、検査の実施頻度は異なる。

大手監査法人については、原則 2 年に一度の頻度で検査（通常検査）を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度実施した検査での指摘事項の改善状況を検証）を実施している。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。なお、平成 28 事務年度から令和 3 事務年度までは、通常検査を実施した次の事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施していた。

準大手監査法人については、令和 7 事務年度から検査の頻度を 2 年に一度の実施としている。

中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

直近 5 年間の検査の実施状況は、以下のとおり（図表 I - 2 - 4、I - 2 - 5）。

図表 I - 2 - 4 <直近 5 年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	R 3 (注 1)	R 4	R 5	R 6	R 7
大 手 監 査 法 人	4 (2)	2	2	2	2
準大手監査法人	1	2	2	2	2
中小規模監査事務所	4	5	5	3	5
外国監査法人等（注 2）	0	1	0	0	0
合計	9 (2)	10	9	7	9

（注 1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

（注 2）外国監査法人等については、「Ⅱ. 監査業界の概観 4. 外国監査法人等関係」（73 ページ）を参照のこと。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

図表 I - 2 - 5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
検査件数（件）	9	8	7
平均検査官数（人）	8.6	8.0	5.0
平均検査期間（日）	250.7	193.8	145.0
平均個別監査業務選定数（社）	6.0	4.9	2.9

（注１）令和３事務年度から令和７事務年度の５年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

（注２）検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

イ 不備の状況

（ア）品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴

令和５事務年度以降の審査会検査でみられた不備の特徴は、以下のとおりである。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部の品質管理部門から、より監査の現場に近い監査事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と監査事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている（大手監査法人の組織については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 １．業務管理態勢 （１）監査法人の組織体制」（７７ページ）を参照のこと）。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、依然として、品質管理を担う本部機能が大手監査法人と比べて脆弱であり、対応の人員も限られていることや、最高経営責任者を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識が必ずしも十分でない状況、また、業容を拡大させている法人においては、その拡大のスピードに態勢の構築が追いついていないという点がみられる。改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等も課題となっている。

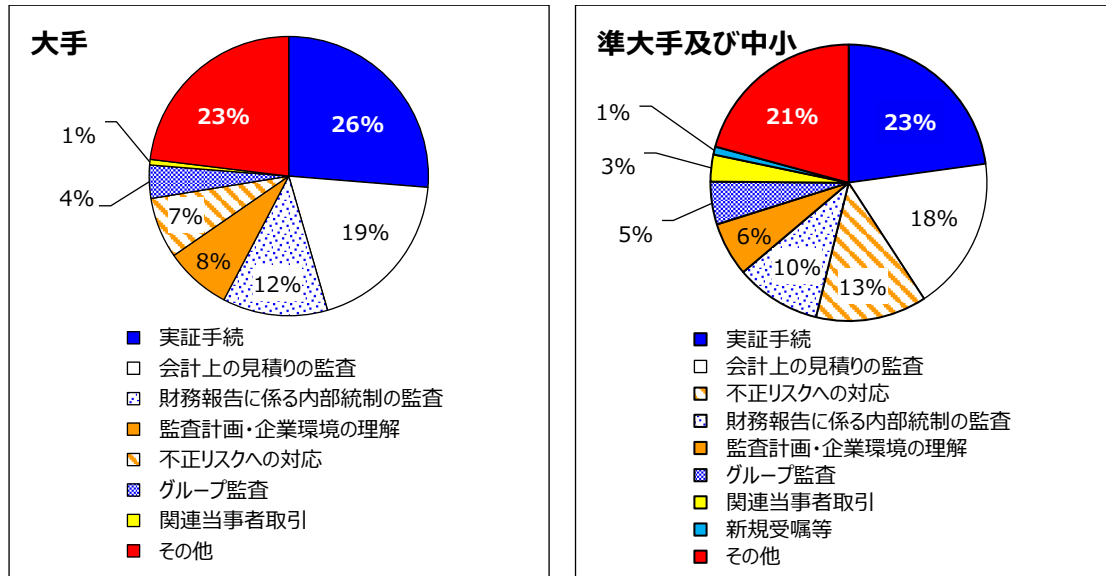
中小規模監査事務所においては、最高経営責任者及び品質管理責任者の品質管理に対する意識が不十分な状況がみられるほか、現行の監査の基準が求める品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況や、品質管理システムを適切に運用するために必要な人的資源（能力・時間）を把握していないといった課題がみられる。また、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、一部の対応を失念しているほか、改善施策の立案が形式的なものにとどまり、当該改善施策の適切性及び実効性を検証していないといった状況もみられた。

（イ）個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴

令和５事務年度から令和７事務年度の個別監査業務の検証を通じて把握した

不備の内容は、監基報の体系に準じた項目で分類すると以下のとおり（図表 I - 2 - 6）。

図表 I - 2 - 6 <令和 5 事務年度から令和 7 事務年度 不備の状況>



（注）令和 5 事務年度から令和 7 事務年度の 3 年間に実施し、終了した検査が対象。大手監査法人（延べ 7 法人）、準大手監査法人（延べ 6 法人）、中小規模監査事務所（9 事務所）の指摘を分類

（出典）審査会検査結果より審査会作成

監査事務所の規模にかかわらず、実証手続（分析の実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し、取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が最も多く、会計上の見積りの監査に係る不備も多い。財務報告に係る内部統制の監査の不備や、監査計画・企業環境の理解、不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられる。審査会では、不備の内容に係る上記のような傾向も踏まえつつ、検査を実施している。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に詳述しているので、参照されたい（概要は「1. 審査会のモニタリングの視点及び目的等（5）モニタリングに係る情報発信 ①監査事務所検査結果事例集の作成・公表」（17 ページ）に記載）。

（7）検査結果の通知

① 検査結果通知書

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。

検査結果通知書の主な記載項目は、図表Ⅰ－２－７のとおりである¹⁰。

図表Ⅰ－２－７ <検査結果通知書の記載項目>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特に留意すべき事項2. 検査の視点3. 品質管理の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況 |
|---|

② 「特に留意すべき事項」の記載

検査結果通知書の記載項目のうち、「特に留意すべき事項」については、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の３項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では図表Ⅰ－２－８のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

図表Ⅰ－２－８ <特に留意すべき事項の例>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特に留意すべき事項
貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、……認められる。
<ol style="list-style-type: none">(1) 業務管理態勢
……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）(2) 品質管理態勢
……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）(3) 個別監査業務
……（監査業務上の不備事項等を記載） |
|--|

総合評価は、監査事務所に対する審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、平成 28 事務年度に着手した検査から記載しているものであり、検査結果を踏まえた双方向のコミュニケーションが更に充実する一助となることが期待される。

③ 総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の５段階に区分し、それぞれの区分に応じて、次の評価文言を付している。

「良好であると認められる（総合評価１）」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別

¹⁰ 機動的検査や大手監査法人等に対するフォローアップ検査の場合は総合評価を付していないため、記載項目が異なる。

監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価 2）」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価 3）」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価 4）」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる（総合評価 5）」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価 4）」と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促している（詳細は「（5）報告徴収 ② 実施状況 エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収」（24 ページ）を参照のこと）。また、「著しく不当なものと認められる（総合評価 5）」と評価した監査事務所又は検査の結果、必要があると認める監査事務所については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置について勧告を行う。

④ 総合評価の分布状況

直近 5 年間の検査（令和 3 事務年度から令和 7 事務年度までの間に着手し終了した通常検査）における総合評価の分布状況は、以下のとおりである（図表 I - 2 - 9）。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる（総合評価：1）」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」以下の区分に分布している。

中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価の低い監査事務所が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定していることも一因と考えられる。

総合評価の低い中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の品質管理に対す

る意識が十分でない状況がみられるほか、社員及び職員において、会計・監査をめぐる最近の環境変化への認識や現行の監査基準が求める水準の理解が不足している状況がみられている。

図表 I - 2 - 9 <直近 5 年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	4	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	1	5
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	10

（注 1）令和 3 事務年度から令和 7 事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注 2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

⑤ 「特に留意すべき事項」の被監査会社の監査役等への伝達等

監査事務所は、全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況を伝達することが求められている¹¹。これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される。

⑥ 検査結果等の取扱いについて

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示¹²する場合には、審査会の事前承諾を得る必要があり、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）等からの要請に基づき、監査事務所から審査会に対して検査結果等の開示の事前承諾を求める例が多くみられている。

ただし、上記⑤の被監査会社の監査役等に検査結果を伝達する場合や、協会の品質管理委員会運営細則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合等には、事前承諾を要しないこととしている。

¹¹ 監基報において、監査事務所は、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に対して書面又は電磁的記録で伝達しなければならない旨が定められている（監基報 260 第 18-2JP 項、A32-4JP 項）。

¹² 検査結果等の第三者への開示の詳細については、審査会ウェブサイトに掲載している（令和 8 年 6 月改正）。

これは、被監査会社の監査役等が検査結果を活用し、監査事務所とのコミュニケーションが促進されることや、協会の品質管理レビューの実効性に資することなどを考慮しているものである。

被監査会社の監査役等だけでなく、潜在的な被監査会社においても、会計監査人の品質管理システムの整備・運用状況を確認する観点から、審査会の検査結果等を活用することが期待される。

（８）勧告

審査会は、検査を実施した結果、必要があると認めるときは、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるように、金融庁長官に勧告することとしている。運営が著しく不当なものと認められた監査法人 1 先に対し、令和 7 年 10 月 30 日に金融庁長官に勧告した。

また、令和 4 年 5 月の法改正を受けて、審査会の検査においても、虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、業務運営の状況の検証に加え、虚偽証明等の検証を併せて行っており、監査法人 1 先に対し、令和 8 年 7 月 3 日¹³に金融庁に勧告した。

これらの勧告事案について、検査で指摘された不備の概要は、以下のとおり。

（フロンティア監査法人に対する検査結果に基づく勧告について（令和 7 年 10 月 30 日））

実効性のある業務管理態勢及び品質管理態勢を構築するために必要な法令及び品質管理に関する基準を遵守する意識が不足していること等から、重要な不備（利益相反取引の承認）を含む広範かつ多数の不備が認められた。

また、検証対象とした個別監査業務において、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解の不足等に起因する重要な不備（子会社株式の評価に係る不適切な監査手続）を含む広範かつ多数の不備が認められた。

（監査法人やまぎきに対する検査結果に基づく勧告について（令和 8 年 7 月 3 日））

業務運営が著しく不当であること、及び(株)アクアラインに係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことが認められた。

また、業務管理態勢、品質管理態勢及び検証対象とした個別監査業務において、重要な不備（売上高に係る実証手続等）を含む広範かつ多数の不備が認められたほか、(株)アクアラインが保有していた社債及び暗号資産の評価額に係る妥当性を適切に検討していなかった結果、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

¹³ 令和 7 事務年度の終了後であるものの、審査会が、虚偽証明の検証を含めた検査の結果に基づいて、金融庁に勧告した初めての事案であることから、不備の概要についてのみ紹介している。

上記のような審査会による検査結果に基づく勧告を踏まえ、金融庁長官が行政処分等を実施する。過去 5 年間に於ける、審査会による勧告を受けた監査事務所に対する行政処分として、業務の一部（新規の監査契約の締結）停止（6 か月から 1 年程度）や短期間の業務の全部停止（1 か月）といった措置に加え、業務管理体制の改善を求める業務改善命令が発出されている¹⁴。これらの処分は、監査事務所の運営が著しく不当なものと認められた場合、例えば、監査事務所の監査の品質や業務管理態勢に重大な不備が認められたことで講じられるものであり、監査事務所における法令遵守や品質管理態勢の強化に向けた是正措置として、重要な役割を果たしている。

なお、勧告の詳細については、下記の審査会ウェブサイト（トップページ＞品質管理レビューの審査・検査＞勧告）を参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kankoku/index.html>

¹⁴ 監査法人の社員が虚偽証明を行った場合、当該社員に対する行政処分が行われることに加え、当該証明行為が当該社員の故意に起因する場合には法第 30 条第 2 項第 1 号に基づき、当該社員が相当の注意を怠ったことに起因する場合には法第 30 条第 2 項第 2 号に基づき、当該社員の属する監査法人は、戒告、業務改善命令、2 年以内の業務の停止又は解散処分の対象となる。さらに、故意又は重過失により虚偽証明が行われた場合には、内閣総理大臣（権限は金融庁長官に委任）により課徴金納付命令が発出され得るほか、審判手続も整備されている。

3. 監査等を巡る国際的な関係機関との連携

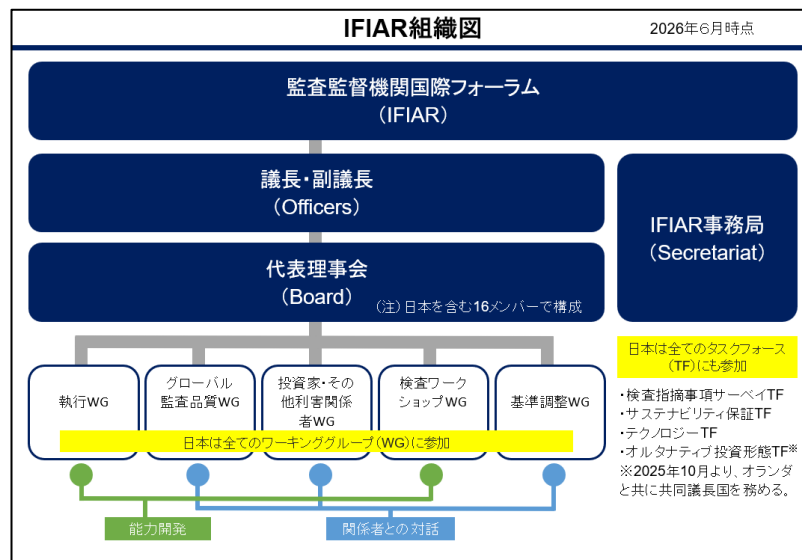
(1) 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じた国際的な議論への参画

米国のエンロン社における会計不祥事など、平成 13 年から平成 14 年にかけての一連の不正会計事件を契機として、日本を含め、各国において独立した監査監督当局が設立された。これらの監査監督当局間の知見共有・連携の場として、平成 18 年に監査監督機関国際フォーラム（IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators）が設立され、審査会と金融庁は、設立当初より IFIAR に加盟し、IFIAR の活動を通じたグローバルな監査品質の向上に貢献してきた。

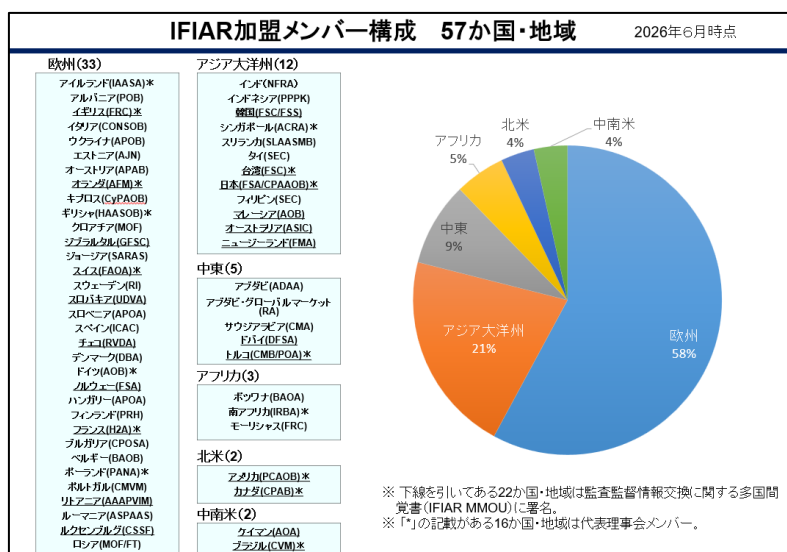
企業活動のグローバル化に伴い、企業情報の信頼性を担保するため、グローバルに高品質な監査を確保する重要性は増しており、設立当初は 18 であった加盟国・地域は、現在 57 まで増えている（図表 I-3-1）。IFIAR の常設本部事務局は、東京・大手町に所在し、日本は事務局ホスト国として、IFIAR 事務局の円滑な運営支援を行っている。令和 7 年 10 月には、初代事務局長である Carl Renner 氏の後任として、ドイツの監査人監督機構（AOB : Auditor Oversight Body）出身の Julia Rendschmidt 氏が新たな事務局長に就任した。審査会としては、新たな事務局体制の下、IFIAR の活動が一層円滑かつ効果的に行われるよう、引き続き、必要な支援を行っていく。

また、日本は IFIAR に代表理事会が設置されて以来、代表理事国を務めており、6 大監査ネットワーク¹⁵との対話や、監査を巡るトピックごとのワーキンググループ・タスクフォースの活動への貢献など、IFIAR の業務運営及びその活動・議論を主導している。以下では、IFIAR の活動について、その概要を紹介する。

図表 I-3-1 <IFIAR 組織図及びメンバー構成（令和 8 年 6 月時点）>



¹⁵ Deloitte、EY、KPMG、PwC、BDO 及び Grant Thornton のグローバルネットワークを指す。



(出典) IFIAR データより審査会作成

[IFIAR における主な活動]

IFIAR では、IFIAR 議長のリーダーシップの下、年 5 回（うち対面 3 回）開催される代表理事会において、戦略計画や業務運営方針が決定され、グローバルな監査品質の向上に向けた様々な議論・活動が行われている。令和 7 年 4 月までは、審査会の前事務局長が IFIAR 議長を務め、これらの議論・活動を牽引し、IFIAR 加盟メンバーの拡大や議論の成果の対外的な発信などに尽力してきた。審査会と金融庁は、議長国交代後も引き続きホスト国として IFIAR 事務局を支えるとともに、代表理事会において、日本のプレゼンスを発揮することに注力している。

現在、代表理事会の下には、監査を巡る主な課題に関して五つのワーキンググループと三つのタスクフォース（以下、これらを合わせて「ワーキンググループ等」という。）が設置され、各ワーキンググループ等において、年に数回の対面会合及びオンライン会議を通じて活発な議論が行われている。日本は全てのワーキンググループ等に参加し、その活動に積極的に貢献している。足元では、金融庁総合政策局 IFIAR 戦略企画本部 IFIAR 戦略企画室長が、日本代表として代表理事会の議論に貢献し、特に後述する監査法人に対するプライベートエクイティ（PE）投資に関する課題に対応するタスクフォースの共同議長を務めている。

代表理事会や各ワーキンググループ等における議論・活動の成果については、IFIAR 加盟メンバーの大半が参加する年次総会となる IFIAR 本会合において共有される。本年 4 月には、フランス・パリにおいて設立 20 周年を記念する第 26 回本会合が開催され、監査法人に対する PE 投資、監査における AI の活用、サステナビリティ情報の保証への対応などの主要テーマについて、外部の登壇者も招き、パネル討議が実施された。日本は、そのうちの一つのパネルでモデレーターを務めるなど、例年積極的に貢献している。また、本会合には、IFIAR 加盟メンバーに加え、各 6 大監査ネットワークの CEO も参加し、監査を取り巻く主要課題について意見交換が行われる。なお、第 26 回本会合には、審査会会長が日本代表の主席として出席し、会期中に、令和 8 年 2 月に就任した米国 PCAOB 委員長と個別に二当局間の意見交換を実施するなど、本会合の機会を活用し、海外当局との関係強化を図っている。

以下では、IFIAR の主たるワーキンググループ等における活動及びその背景となっている監査を巡る最近の国際的な動向について紹介する。

① 検査指摘事項調査

IFIAR は、平成 24 年以降、毎年、IFIAR 加盟メンバーを対象にした調査を実施しており、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に係る当局の検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している¹⁶。本調査は、IFIAR 加盟メンバーが検査の指摘に係る全体的な傾向を把握するための一つの手段であるとともに、6 大監査ネットワークに対して、IFIAR 加盟メンバーによる検査結果について経年の量的情報を提供する手段として活用されている。

令和 7 年の調査は、6 大監査ネットワークに所属する各メンバーファームに対して発行された検査報告書のうち、令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日までの 12 か月間に発行された検査結果を対象として行われた。検査指摘事項報告書では、「指摘率」として、検査を実施した上場 PIE（Public Interest Entities：社会的影響度の高い事業体）監査の個別監査業務について、少なくとも一つの重要な不備があった割合を示しており、令和 7 年の指摘率（IFIAR 加盟メンバー全体¹⁷の平均）は 35%（昨年比 1 ポイント増）となった。指摘率は、平成 26 年（47%）から令和 4 年（26%）にかけて減少傾向が続いたが、令和 5 年から令和 7 年にかけては増加に転じている。

令和 7 年検査指摘事項報告書では、特に、重要な不備が検出された割合が高い領域として、品質管理態勢においては「業務の実施」、「モニタリング及び改善プロセス」、「職業倫理及び独立性」、個別監査業務においては「会計上の見積り（含む公正価値測定）」、「内部統制テスト」、「監査サンプリング」などが挙げられ、近時の指摘率の増加傾向は、各監査ネットワークにおける監査品質向上への取組が十分な実効性を確保できていない可能性を指摘している。

これらの結果を踏まえ、IFIAR は、グローバルな監査品質の向上に資するよう、各監査ネットワークに対し、根本原因分析及びその結果に基づく適切かつ効果的な改善措置の策定・実行、さらに改善措置の効果に関する継続的なモニタリングや評価に取り組むよう、メッセージの発出や対話を通じた働きかけを行っている。

審査会としても、特に、グローバルな全体傾向の中で重要な不備が多く指摘される領域については、引き続き注視し、的確なモニタリングを行っていく。

② 監査におけるテクノロジーの活用について

テクノロジーの急速な進展は、世界全体で監査のあり方に大きな変革をもたらし続けており、監査法人においては、効率性と有効性の向上を目的として、高度なデータ分析、AI、自動化といったツールを監査ワークフローに組み込む動きが進められている。これらのテクノロジーの利用は、分析

¹⁶ 審査会「監査監督機関国際フォーラムによる「2025 年検査指摘事項報告書」の公表について」：

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kokusai/20260413.html>

¹⁷ 本調査に回答しなかった（不参加であった）メンバーは除く。

の高度化や批判的思考の強化を通じて監査品質の向上に資する一方で、監督のあり方や倫理的利用の確保に関する課題、さらには、テクノロジーの出力結果への過度な依存といったリスクを生じさせる可能性もある。

IFIAR は、監査品質に対するテクノロジーの影響を把握・理解するとともに、テクノロジーの活用に係る透明性及び説明責任の確保に向けた議論を行うため、テクノロジー・タスクフォースを設置している。同タスクフォースでは、6 大監査ネットワークとの対話や、IFIAR 加盟メンバーの監督実務から得られた知見を踏まえ、検討・議論を行っている。

令和 8 年 4 月には、「監査におけるテクノロジーの活用 ― イノベーションと監査品質¹⁸」と題する報告書を公表し、テクノロジーの活用動向に加え、監査法人がテクノロジーツールを導入する際の承認・検討プロセス、モニタリング体制等に関する留意事項について、整理・発信した。報告書の主な内容は、以下のとおりである。

- テクノロジー活用の動向としては、AI を活用した監査ツールの開発は加速しており、令和 8 年には、6 大監査ネットワーク全体で AI 搭載ツールの数が前年比約 30%増加した。また、タスクを自律的に開始・処理できるエージェント型 AI の活用についても、実装に向けた計画が進行している。
- 各監査ネットワーク及びメンバーファームは、テクノロジーの高度化によって専門的な判断が曖昧となったり、透明性を低下させたりしないよう留意する必要がある。具体的には、自動化ツール（ATT：Automated Tools & Techniques）の初期検証・承認・更新プロセスの整備、ツール使用に係るガイダンスや研修の整備、ツール利用状況のモニタリングを適切に行うことが重要である。モニタリングに当たり、グローバルネットワークとメンバーファームのいずれが責任を負うかについては各監査ネットワーク間で差があるが、各監査ネットワークにおいて、一貫したモニタリング体制の構築が課題となっている。モニタリングの実務事例として、①ダッシュボードによる利用状況の把握、②テーマ別レビューやベンチマークテスト、モニタリング指標に基づく監査品質への影響評価等が挙げられる。
- AI 等による重要な意思決定のチェックポイントに監査責任者を関与させるとともに、自律的な意思決定に対して包括的なレビューを実施し、適切な説明責任を確保することで、人間主導の監査を確実に担保していく必要がある。
- 被監査会社の財務報告プロセスにおけるテクノロジーの利用状況には大きな差があり、監査手続の範囲及び性質に影響を与える可能性がある。例えば、AI により生成された文書やデータが監査証拠として用いられる場合には、従来の監査アプローチの再評価が必要となる。また、AI の出力に内在する誤謬やモデル固有の限界に起因するリスクに加え、AI が意図的、あるいは悪意をもって不正に利用される¹⁹可能性についても、十分な留意が求められる。

¹⁸ 金融庁ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20260420.html>

¹⁹ 具体的には、財務諸表利用者を誤導したり、統制を回避したりする目的で行われる、データ、文書、または取引の意図的な生成や改ざんなどが考えられる。

各国において監査におけるテクノロジーの活用が進展する中、欧州やカナダ等の監査監督当局においても、関連するガイダンスや報告書の公表が進んでおり、これらは前述の IFIAR 報告書においても参照されている。例えば、シンガポール会計企業規制庁（ACRA : Accounting and Corporate Regulatory Authority）は、監査法人が品質管理システム強化の観点から、テクノロジーに関するリスク評価及びモニタリングのプロセスにおいて考慮すべき事項等を取りまとめ、監査実務ガイダンスとして公表した²⁰。また、英国 FRC は、令和 8 年 3 月、特に生成 AI やエージェント型 AI について、監査法人への導入支援の観点から、監査における活用事例や、想定されるリスクとその対応策を取りまとめ、ガイダンスとして公表した²¹。

監査におけるテクノロジーの活用が今後も進展していくことが見込まれる中、審査会としては、グローバルにおける動向も踏まえつつ、監査における AI を中心としたテクノロジーの導入状況について、引き続き、情報収集及び分析を行っていく。

③ 監査法人に対する PE 投資について

近年、欧米を中心に、PE ファンド等が監査法人に出資し、その持分の一部を取得する動きが急速に拡大している。英国では、監査分野への PE 投資が欧州の中で特に活発化しており、監査分野における PE 取引件数は、令和 4 年の 18 件から、令和 5 年には 41 件、令和 6 年には 77 件へと急増している²²。出資の対象も、中小規模の監査法人にとどまらず、一定の規模を有する監査法人へと広がりつつある。米国においては、売上高上位 30 位までの会計事務所のうち、約 3 分の 1 がその持分の一部を PE ファンドに売却しているとの指摘もみられる。

PE ファンドは、監査法人が生み出す安定的なキャッシュフローや、ビジネスとしての成長性・効率化の可能性に魅力を見出している。監査法人においては、PE 投資を受け入れることで、AI や専門人材等への投資に必要な資金を確保し、組織基盤の拡大や経営資源の集約を通じて競争力の強化を図ることが可能となる。一方で、PE ファンドの監査業界への参入は、基本的にパートナーが出資者であった監査法人の所有構造等に変化をもたらしており、その影響が国際的に注視されつつある。

令和 6 年 12 月、IFIAR は、監査法人に対する PE 投資がもたらし得るリスクとベネフィットの双方を整理し、IFIAR 加盟メンバーである各監査監督当局の共通認識として、こうした動向が監査品質や監査法人の独立性にもたらし得る影響を注視していくとのステートメントを公表した²³。

令和 7 年には、国際機関や海外当局、会計士団体等において、監査分野における PE 投資

²⁰ ACRA プレスリリース : <https://isomer-user-content.by.gov.sg/277/2ea53072-6488-4170-81db-66d94d6b84e4/audit-practice-guidance-no-1-of-2025.pdf>

²¹ FRC プレスリリース : <https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2026/03/innovative-new-guidance-supports-audit-firm-adoption-of-emerging-ai-technologies/>

²² Accountancy Europe “Information Paper : Private equity investments in Accountancy firms”（監査法人における PE 投資） : <https://accountancyeurope.eu/publications/private-equity-investments-in-accountancy-firms/>

²³ IFIAR “IFIAR Statement on Private Equity Investment in Audit Firms”（監査法人に対する PE 投資に係るステートメント） : <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=17670>

が監査品質、ガバナンス及び独立性に与える影響について、問題意識の共有や論点整理が進められ、それらを踏まえた調査レポートや注意喚起文書が公表されている²⁴。

特に、以下の観点から、監査品質が毀損する可能性が懸念されている。

- 短期的利益を過度に重視したコスト削減

PE ファンドから短期的な収益確保を求めるプレッシャーが監査法人にかかることにより、人員やコストの過度な削減、監査リソースに見合わない監査案件の受嘱等に繋がるおそれ懸念されている。

- ガバナンスの複雑化や関係者の拡大に伴う、監査法人・監査人の独立性の毀損

組織構造の複雑化により、ガバナンスのあり方によっては、PE ファンドが監査法人の経営方針や報酬決定等のプロセスに関与する主体となる可能性がある。また、独立性要件の適用範囲が、PE ファンドやその投資先企業等へと拡大し得ること等に伴い、利益相反リスクが高まることも懸念されている。

欧米においては、監査法人の所有構造について、監査法人の持分の過半数を公認会計士が保有することを求める法域が多い²⁵。このため、監査証明業務を担う法人（監査法人）と非監査証明業務（会計・税務・アドバイザー等）を担う法人（非監査法人）を分離し、両者の間で業務提供契約を締結する組織形態を採用した上で、PE ファンドが非監査法人に出資する事例が多くみられている。

特に米国においては、監査法人と非監査法人を分離する組織構造は、従来のパートナーシップ構造とは異なる代替的事業構造（APS：Alternative Practice Structure）として整理され、米国公認会計士協会（AICPA：American Institute of CPAs）は、令和7年12月、APSの解釈を再定義・明確化する職業倫理規則の改訂に関する公開草案を公表した²⁶。また、英国FRCにおいては、監査業界の再編の進展やPE投資の拡大等を踏まえ、令和8年3月、PIE監査人登録規則を改訂して、監査法人に対し、ガバナンスや所有構造の変更について、変更後ではなく事前に、FRCに報告することを求めている²⁷。このほか、特に、PEの監査業界への参入がみられる法域において、監査法人がライセンス申請時に提出する書類や品質管理システムに係るモニタリングを通じて、組織構造の変化を把握する取組が進められている。

IFIARにおいても、監査法人に対するPE投資の動向をモニタリングし、その実態を把握すると

²⁴ 国際会計士倫理基準審議会（IESBA: International Ethics Standards Board for Accountants）“IESBA Staff Alert – Private Equity Investment in Accounting Firms”（監査法人に対するPE投資に係るスタッフアラート）：

https://ifacweb.blob.core.windows.net/publicfiles/2025-07/IESBA%20Staff%20Alert%20-%20PEI%20-%20Final%20%287.31.25%29_0.pdf

国際会計士連盟（IFAC）“Private Equity Investment in Accountancy”（会計士業界におけるPE投資）：

<https://www.ifac.org/private-equity-investment-accountancy>

²⁵ 州や地域によっては、より厳格な規制が課されている。

²⁶ APSにおける独立性等の判断について、関係性（影響力や支配の程度）や状況を踏まえ、実質的評価を行うことを求めている。

²⁷ FRCプレスリリース：<https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2026/03/frc-strengthens-oversight-of-pie-audit-firm-restructuring/>

ともに、IFIARとしての今後の対応について議論するため、前述のとおり、専用のタスクフォースが設置された。日本はオランダとともにこのタスクフォースの共同議長を務めている。今後、文献調査やインタビュー調査を通じ、当該動向に関する実態把握が行われる予定である。

このほか、令和 8 年 4 月の第 26 回本会合におけるパネルでは、日本がモデレーターを務め、監査監督当局、監査業界、PE ファンドの立場をそれぞれ代表するパネリストが登壇し、監査法人が投資を受け入れる背景、期待される価値向上の領域、生じ得るリスクやその対応等について議論が行われた。

なお、日本においては、公認会計士法の規定により、監査法人への出資者は社員（公認会計士又は特定社員として登録を受けた者）に限定されており、実務上も現時点では、PE が監査業界に参入する動きはみられない。しかし、グローバルネットワークの方針や文化の変容等を通じた間接的な影響が波及する可能性も踏まえ、審査会としても、引き続き、こうした国際的な動向を注視していく。

④ サステナビリティ情報の開示・保証の制度化に対する対応

IFIAR は、サステナビリティ情報の開示・保証の制度化が各法域で進展していることを踏まえ、IFIAR 加盟メンバーの各法域における取組状況を的確に把握し、今後の対応や監督上の論点の検討に資するため、令和 5 年 1 月にサステナビリティ保証タスクフォースを設置し、サステナビリティ情報の開示・保証業務に関する論点について実態把握・議論を行っている。

同タスクフォースでは、サステナビリティ情報の開示・保証制度及び監督・検査の枠組に係る整備状況を把握するため、IFIAR 加盟メンバーを対象にアンケート調査²⁸を実施し、令和 8 年 6 月には、その結果に関するファクトシートを公表した²⁹。

ファクトシートでは、前回アンケート調査を実施した令和 5 年と今回の結果を比較し、サステナビリティ情報の開示・保証制度については、当該制度に係る質問項目に回答した 46 法域のうち 6 割超で義務化が進むなど、サステナビリティ関連規制の導入が法域横断的に進展していることが確認された。このほか、開示基準については、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS : European Sustainability Reporting Standards）や国際サステナビリティ基準審議会（ISSB : International Sustainability Standards Board）基準、ISSB 基準をベースとした国内基準へと収れんが進み、保証基準については、国際サステナビリティ保証基準（ISSA : International Standards on Sustainability Assurance）5000 及び国際保証業務基準（ISAE : International Standard on Assurance Engagements）3000 が主に適用されていることが示された。また、保証水準については、当該水準に係る質問項目に回答した 44 法域のうち約 8 割が、限定的保証を要求している、または、要求する予定であると回答しており、限定的保証が太宗となっている。

監督の枠組については、サステナビリティ情報の保証業務実施者に対する登録・認定制度や、

²⁸ 令和 7 年 9 月 30 日時点における各法域の規制状況を調査したもの。IFIAR 加盟メンバー 56 当局のうち、47 当局が回答した。

²⁹ 審査会「監査監督機関国際フォーラムによる「2025 年サステナビリティ調査の結果に関するファクトシート」の公表について」:

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kokusai/20260619.html>

独立性・品質管理体制のモニタリング等の整備が進められている一方、サステナビリティ情報の保証業務に対する検査を既に実施していると回答した法域は、12 法域と一部にとどまった。開示・保証制度の導入が浸透しつつあることを踏まえ、今後は、監督及び検査実務の実施・拡充、監督手法の高度化へと規制上の焦点が移行していくことが見込まれる。

こうした状況を踏まえ、IFIAR は、サステナビリティ情報の信頼性確保に向け、IFIAR 加盟メンバーの各法域の動向をモニタリングしつつ、サステナビリティ情報の保証業務実施者に対する監督・検査実務の高度化や知見の共有を後押ししていくとしている。

令和 8 年 4 月の第 26 回本会合においても、サステナビリティ情報の保証について議論され、各法域における具体的な監督及び検査の実務対応が共有された。例えば、まずは品質管理態勢を中心に検証し、その後、検証の対象を個別の保証業務に広げていく段階的なアプローチなどが紹介された。また、サステナビリティ情報の保証業務に関する通常検査の開始に先立ち、テーマ別レビューを実施し、その結果を公表することで、当該業務の実務に係る実態や課題を把握するとともに、サステナビリティ情報の保証業務の内容や水準、意義について保証業務実施者や市場関係者の理解を促進するアプローチもみられた。一方、課題として、ダブルマテリアリティ分析や Scope3 排出量等の判断要素の多い領域における職業的懐疑心の発揮や、リスク評価・判断過程を適切に文書化することの重要性が指摘された。

日本においても、サステナビリティ情報の開示及び保証制度に係る段階的な法制化が進められており、国際的な動向や実務で先行する法域の監査監督に係る状況や課題を踏まえつつ、保証基準の具体的なあり方や、サステナビリティ情報の保証業務実施者に対する監督・検査の枠組の整備等を中心とした検討が続いているところである。

(2) 外国監査監督当局との連携

審査会は、IFIAR を通じた多国間の国際連携のほか、外国監査監督当局との二国間関係や地域連携の強化にも取り組んでいる。その一環として、外国監査監督当局が主催する会議や地域のフォーラムにも積極的に参加・登壇し、監査監督における課題や取組の共有を行っている。

近年、特にアジア当局間の連携強化が進められており、令和 7 年 8 月には、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンの各監査監督当局で構成される ASEAN 監査監督当局グループ（AARG : ASEAN Audit Regulators Group）主催のワークショップが、タイ・バンコクで開催された。本ワークショップには、ASEAN 諸国に加え、日本や IFIAR 事務局を含む ASEAN 地域外のオブザーバーも参加し、各当局における検査・監督の事例が共有されたほか、IT 関連資源や暗号資産業者に対する監査対応などの新興課題について、活発な意見交換が行われた。日本からは、審査会における監督の枠組や、中小規模監査事務所に対するモニタリング強化の取組、監査品質向上に向けた支援策について紹介した。

また、外国監査監督当局が主催する国際的な監査・会計分野のフォーラムとしては、PCAOB が主催する「PCAOB Institute」や、香港会計・財務報告評議会（AFRC : Accounting and Financial Reporting Council）が主催する「AFRC Regional Regulatory Forum

（RRF）」が毎年開催されている。

「PCAOB Institute」は、各国の監査監督当局や国際機関、学術関係者が、監査監督の実務や規制手法について専門的な議論を行う場であり、令和 7 年 10 月に米国・ワシントン D.C. で開催された第 17 回会合では、品質マネジメントの強化、監査人材の確保、監査における AI の活用、監査法人に対する PE 投資など、幅広い課題が取り上げられた。日本は、当該課題の一つに係るパネリストに選ばれ、世界における上場企業監査の担い手が大手監査法人から中小監査法人へと異動していることの課題や、中小監査法人の監査品質改善に向けたモニタリングのあり方についての議論に参加し、その中で、日本における状況やモニタリング強化の取組について紹介した。

「AFRC RRF」は、監査監督当局に加え、監査法人や専門職団体、市場関係者などの幅広い関係者が参加するフォーラムであり、令和 7 年 11 月に香港で開催された第 2 回会合では、会計監査のエコシステム全体の視点から、ガバナンス、監査品質、サステナビリティ情報の開示・保証、監査における AI 活用といった財務報告・監査を巡る主要課題が議論された。

こうしたフォーラム等への継続的な関与は、各国の監査監督当局とのネットワーキングにとどまらず、国際的な規制動向や各地域固有の視点、実務・研究に係る最新の潮流を多面的に把握し、国内の監査監督に国際的な議論を的確に反映していく上で、重要な意義を有している。審査会としては、引き続き複層的な機会を通じて、グローバルな監査を取り巻く課題に関し、動向の把握や日本の取組の発信に取り組んでいく。